

- ✓ 在外選挙では、衆議院・参議院議員選挙(補欠選挙・再選挙を含む)に投票できます。
- ✓ 海外から投票するためには、事前に在外選挙人名簿への登録申請を行い、「在外選挙人証」を取得しておく必要があります。

■ 登録手続

1. 登録資格

以下を全て満たす必要があります。

- ① 満18歳以上の日本国民であること。
- ② 台北若しくは高雄事務所管内に3か月以上継続居住していること。
- ③ 日本国出時に転出届を提出していること。

※ 継続居住期間が3か月未満の場合、当事務所で一旦申請書類をお預かりし、3か月経過後に改めて住所を確認した上で、手続きを開始することになります。



2. 登録申請時の持参書類等

以下の書類等を交流協会台北事務所・高雄事務所の窓口又は領事出張サービス会場へお持ちください。(受付時には以下の書類のご提示に加え、「在外選挙人名簿登録申請書」をご記入いただきます。)

(1) 申請者本人による申請の場合

- ① 申請者本人の有効な日本国旅券
- ② 申請人本人が台湾に居住していることを確認できる書類(居留証、住宅賃貸契約書等。但し、3ヶ月以上前に在留届を提出済みであり、同届上の住所が「在外選挙人名簿登録申請書」に記載する住所と同じ場合、居留証等の提出は不要。)

(2) 同居家族等による申請の場合

- ① 申請者本人の有効な日本国旅券
- ② 申請を行う同居家族等の有効な日本国旅券
- ③ 申請者本人が自署した「在外選挙人名簿登録申請書」及び「申出書」(様式は総務省・外務省ウェブサイトからも入手可能)
- ④ 申請者本人が台湾に居住していることを確認できる書類(2(1)(2)参照)



在外選挙人名簿に登録されると、投票に必要な「在外選挙人証」が日本の最終住所地等の選挙管理委員会から交流協会各事務所を通じて交付されます。

■ 投票方法(概要)

投票方法の詳細については、「在外選挙人証」の交付時に同封されます。

1. 台湾内で投票する場合

台湾内の投票は、記入した投票用紙を登録先の選挙管理委員会に直接郵送する方法(郵便投票)のみとなります

<投票の流れ>

- ① あらかじめ登録先の選挙管理委員会に投票用紙を請求しておく。
- ② 請求を受けた登録先選挙管理委員会は、投票用紙を請求者に直接郵送。
- ③ 交付を受けた投票用紙に記入の上、登録先の選挙管理委員会に送付。

2. 日本国内で投票する場合

選挙の際に一時帰国した場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間(転入届提出後概ね4か月間)は、「在外選挙人証」を提示して以下の方法で投票することができます。

- ・選挙の公示又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間に投票する場合
⇒期日前投票、不在者投票
- ・選挙当日に投票する場合
⇒登録先の選挙管理委員会が指定した投票所で投票可能。

3. 海外の在外公館で投票する場合

海外の大使館・総領事館(領事事務所を含む)に直接出向いて投票する方法です。在外公館投票を実施している日本大使館・総領事館であれば、お住まいの国・地域や出張・旅行先に関係なく投票が可能です。なお、提出された投票用紙は登録先の選挙管理委員会に送付されます。

持参書類:①在外選挙人証 ②旅券

※ 各大使館・総領事館での在外公館投票実施の有無は選挙の都度見直されますので、当該公館の領事窓口に直接問い合わせるか外務省ウェブサイトでご確認ください。

登録申請から皆様のお手元に在外選挙人証が届くまでに2か月以上かかる場合もありますので、お早めに登録手続をお願いします。



台北事務所:台北市慶城街28號(通泰商業大樓)

TEL(02)2713-8000

高雄事務所:高雄市苓雅区和平一路87號10樓

TEL(07)771-4008